

令和2年1月10日

環境省  
大臣官房環境経済課  
環境金融推進室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「グリーンボンドガイドライン改訂版」(案)、  
「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」(案)  
に対する意見について

今般、標記ガイドライン(案)(令和元年12月12日公表)に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 環境省「グリーンボンドガイドライン2020年改訂版（案）」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）」への全銀協意見

項番	対象	該当箇所	項目・論点	コメント	理由等
1	グリーンボンドガイドライン	P24 包括的な目標、戦略等への組み込み	ESG評価が低い先および市場関係者によって意見が分かれるセクターが発行する際の包括的な目標について	トランジションに関する計画等を含む包括的な目標というのは、中長期的な目標の記載とそのアクションプランを指しているとの理解でよいか。また、事業の一部門を担う子会社が発行する場合は、その子会社だけでなく、グループの親会社が制定している包括目標を指すのか、あるいは、その子会社のみで目標でよいか、示していただきたい。	伝えたい事項は理解できるが、表現が曖昧なため、判断基準の幅が広すぎる。制限しすぎない範囲内において、もう少し踏み込んだ記載（あるいは事例の紹介など）をお願いしたい。
2		付属書1	1) 再生可能エネルギーや10) グリーンビルディングに関する事業などにおいて、どの程度まで適格PJの対象と見做せるか、示していただきたい。	例えば、太陽光や風力発電所の建設に際して土地の造成を請け負うゼネコンなどが、その運転資金を用途としてグリーンボンドを発行することは可能との理解でよいか。	実務において問い合わせがあるため、確認したい。
3		付属書1	10) グリーンビルディングに関する事業などにおいて、どの程度まで適格PJの対象と見做せるか、示していただきたい。	例えば、グリーンビルディングの建設工事を請け負うゼネコンなどが、その運転資金を用途としてグリーンボンドを発行することは可能との理解でよいか。	実務において問い合わせがあるため、確認したい。
4		付属書1	ZEB認定ビルディングについて	ZEB認定ビルディングの取得もグリーンビルディングに該当するか。	実務において問い合わせがあるため、確認したい。
5	グリーンローンガイドライン	P15 包括的な目標、戦略等への組み込み	ESG評価が低い先および市場関係者によって意見が分かれるセクターが発行する際の包括的な目標について	トランジションに関する計画等を含む包括的な目標というのは、中長期的な目標の記載とそのアクションプランを指しているとの理解でよいか。また、事業の一部門を担う子会社が発行する場合は、その子会社だけでなく、グループの親会社が制定している包括目標を指すのか、あるいは、その子会社のみで目標でよいか、示していただきたい。	伝えたい事項は理解できるが、表現が曖昧なため、判断基準の幅が広すぎる。制限しすぎない範囲内において、もう少し踏み込んだ記載（あるいは事例の紹介など）をお願いしたい。
6		付属書1	1) 再生可能エネルギーや10) グリーンビルディングに関する事業などにおいて、どの程度まで適格PJの対象と見做せるか、示していただきたい。	例えば、太陽光や風力発電所の建設に際して土地の造成を請け負うゼネコンなどが、その運転資金を用途としてグリーンローンを融資することは妥当との理解でよいか。	実務において質問が想定されるため、確認したい。
7		付属書1	10) グリーンビルディングに関する事業などにおいて、どの程度まで適格PJの対象と見做せるか、示していただきたい。	例えば、グリーンビルディングの建設工事を請け負うゼネコンなどが、その運転資金を用途としてグリーンローンを融資することは妥当との理解でよいか。	実務において質問が想定されるため、確認したい。
8		付属書1	ZEB認定ビルディングについて	ZEB認定ビルディングの取得もグリーンビルディングに該当するか。	実務において質問が想定されるため、確認したい。
9		P18 レポートの公開	①②一般に公開について ③中小企業の緩和措置について	①開示する対象は、ローンの出し手のみならず、一般に公開するという意味との理解でよいか。 ②中小企業における概略の開示も、ローンの出し手のみならず、一般に公開するという意味との理解でよいか。 ③開示方法について、中小企業への緩和措置を記載しているが、グリーンローンの取組要件を緩めるというものではないという認識でよいか。逆に、要件を緩めていないのであれば、開示できる資料はそもそも手許にあり、それをどう記載するかだけの問題であるため、大企業と中小企業で分ける合理性もなく、⑦で場合によっては情報を集約して記載可となっているため、削除した方がよいのではないかと。（中小企業のグリーンローンでは、大企業に比べて環境改善効果の計測方法自体を緩和して融資しても問題ないような誤解を与えかねない。）	明確化のための質問。
10		P33 貸し手への事前説明	ESG評価が低い先および市場関係者によって意見が分かれるセクターが発行する際の包括的な目標について	トランジションに関する計画等を含む包括的な目標というのは、中長期的な目標の記載とそのアクションプランを指しているとの理解でよいか。また、事業の一部門を担う子会社が発行する場合は、その子会社だけでなく、グループの親会社が制定している包括目標を指すのか、あるいは、その子会社のみで目標でよいか、示していただきたい。	伝えたい事項は理解できるが、表現が曖昧なため、判断基準の幅が広すぎる。制限しすぎない範囲内において、もう少し踏み込んだ記載（あるいは事例の紹介など）をお願いしたい。
11		P34～35 貸付条件等の連動	下線部分の追加をお願いしたい。	SPTs 達成時に、達成した事実やサステナビリティ経営に積極的な企業である旨、貸し手のHP 等で開示する、または評価機関から証明書やそれに類する書類を発行する。	評価機関がプロフェッショナルであることを前提とすれば、借り手でのHPやCSR報告/統合報告書などへの記載により、メリットがあると考えられるため、追記をお願いしたい。
12		P35 SPTに関する情報開示	①一般開示について ②SPTsに関する情報開示はどこまで開示することを期待しているのか、示していただきたい。	①開示する対象は、ローンの出し手のみならず、一般に公開するという意味との理解でよいか。 ②詳細な評価の閾値までの開示が必要ではなく、借り手が定めている戦略目標のどの項目と一致している関連のSPTsを定めているといった程度の内容のもので充分か。	①明確化のための質問。 ②詳細な開示は、同ローンの利便性を損ねるものとなりかねないため、一般に開示するとしても、 ③の一般への非開示に関する但書があるにせよ、どういった類の目標かといった程度のもので良しとするべきでないか。